

# 「誤った死刑」 前坂俊之著 三一書房

(1984年3月刊)

(このドキュメントは 1984年3月に「三一書房」から出版したものです。)

裁判員制度が2009年5月から始まりますが、約30年前の「日本の刑事裁判の現状はどうであったのか」、「なぜ、誤った死刑が多発したのか」を当時、新聞記者として、警察、検察、裁判所を回りながら、具体的な死刑事件のケースにふれながら、その問題点を考えたものです。

内容的には確かに古くなってはいますが、現在も冤罪を再生産していく構造は余り変わっていません。その点で、旧版のままで、裁判員になった皆さんの参考になればと公開いたしました。差別用語、その他で不穏当な部分もありますが、原文のままで掲載しています。)

## <目次>

### 序章 冤罪への旅 ……3

踏みにじられた人生 正木ひろし弁護士をかりたてたもの  
“誤った死刑”を掘り起こす

### 第1章 死刑台から生き還った男 ……10

免田栄氏に会う 無実を遺言して執行された死刑囚たちのこと  
小さな祝賀会にて

### 第2章 真犯人は誰かー財田川事件 ……16

見込み捜査で逮捕 拷問と利益誘導  
捜査状況報告書にあらわれた被疑者 かけられた容疑 真犯人は誰か

### 第3章 偽造された血痕 — 松山事件 ……25

決定文の重要な意味 決め手となったえり当ての血痕  
消された決定的な証拠 ねつ造された血痕の真相 警察官たちの狼狽

### 第4章 明治の死刑誤判事件 ……34

明治以来の死刑誤判事件の調査 “出歯亀”の冤罪 明治の捜査実態  
死刑から一転無罪へ 真犯人の出現で危機一髪助かる  
財田川・松山事件に相通じる事件 人権問題を鋭く追及した『法律新聞』

### 第5章 大正の死刑誤判事件 ……46

#### (1) 柳島四人殺し事件と鈴ヶ森おはる殺し事件 ……46

変わらない裁判官の拷問への意識 謀者に自白を誘導された柳島四人殺し  
事件 無罪を論告した検事 鈴ヶ森おはる殺し事件の謎  
拷問と自白強要 真犯人の石井藤吉登場

#### (2) 新潟の一家四人死刑事件 ……58

続発した死刑誤判事件 「不思議極まる殺人事件」 疑惑だらけの事実  
関係 箕面の母殺し事件 「良民は決して、誤判を他人事と思うな」

#### (3) 函館・丸山楼主殺し事件 ……69

鑑定ミスや法医学の無知であやうく死刑に 大正版“八海事件” 函館  
控訴院は無罪を破棄し死刑判決 死刑から無罪へと二転 冤罪キャンペ  
ーンした『法律新聞』 大正時代より遅れている司法当局の法意識

## 第6章 昭和・戦前の死刑誤判事件 ……81

一歩一歩戦争への道 岡山の毒団子事件  
無実の処刑の疑惑が強い大阪十三釣堀屋事件  
真犯人が出現した中国行商人殺人事件 稀代の難事件・バス屋殺し  
捜査官の心構え三原則

## 第7章 戦後の死刑誤判事件の構造 ……93

三審制度の中でからくも無罪になった六件  
冤罪の原因①見込み捜査 ②別件逮捕 ③自白強要・拷問  
④証拠不開示・証拠隠めつ 捜査段階での弁護権の拡充を

## 第8章 もう一つの免田事件―藤本事件 ……106

死刑執行 吹き荒れた“ライ狩り”  
実際にあったアリバイ 突然の処刑

## 第9章 問われない誤判の責任 ……115

司法の責任とは 被告に頭を下げた裁判官  
「よかったなあ石松じいさん」 償いを拒否する裁判所  
至難な国家賠償への道

## 第10章 死刑廃止を訴える元拘置所長 ……127

死刑執行最期の日  
高橋元拘置所長の証言  
被害者への遺言

## 終章 誤りなき裁判への道 ……136

## 参考文献 ……141

## 序章 冤罪への旅

### 「踏みにじられた人生」

冤罪に陥れられた人々の言語に絶する苦しみ、悲惨を知ってから、新聞記者生活のかたわら、夏休みや休日を利用して、全国に散在する被告や家族を訪ね歩いた。

かれこれ、七、八年も続けた。家を訪ね、顔を見、話とてたいして聞けるわけではないが、その断片からでも彼等の置かれてきた状況のすさまじさが“暗闇”のように浮び上がり、垣間見えてくる。

黙って聞き、慰めの言葉もなく、もらい泣きする。

財田川事件の谷口繁義さんの実家を昭和五十三（一九七八）年夏に訪れた。再審開始になる前で、今ほど知られていなかった。高松から車で約二時間の財田町で谷口さんの家を突然訪問した。

谷口さんの兄、勉さんが、この日はちょうど勤め先の警備会社が休みということで家にいた。訪ねた主旨を告げると、迷惑そうな顔だったが、一応、家の中にあげてくれた。

「最高裁から差し戻しになり、前途は明るくなりましたね」と開くと「うん…」と言葉が続かない。何を聞いても、考え込んで、どう返事をしていいのか、迷っている様子で、答えが返ってこない。こちらがお邪魔だったなと弱ってしまった。

約三十分ほどの話の最後になって、

「ワシにはもう覚悟が出来た。今まで人には言われぬ地獄の苦しみを徹底してなめてきたからな。財田を捨てて、黙ってほかに移ろうと思えば移れた。しかし、そうすれば弟の有罪を認めたことになる。黙って、この小さな村の中に住んでることが、私の抵抗なんや。弟の潔白を晴らすことなんじゃ。私の娘も中学生じゃし、学校でいろいろ言われるらしい。それが……」

勉さんはポツリ、ポツリと抑ようのない声でしゃべった。三十分間、その顔つきは全く変わらず喜怒哀楽の表情が現われてこない。地獄の辛酸をなめつくした無感動で放心したような、表情が消えうせた顔なのである。

私はこのような悲しみを突きぬけてしまった顔を見たことがなかった。強烈な印象として残った。一年ほどして、再審開始が決まった時の勉さん、弟の孝さんの顔つきもテレビで凝視していたが、全く変わりなかった。

数十人の記者やカメラマンがはしゃぎ回って、谷口兄弟から何とか喜びの声を聞き出そうとインタビューしたが、谷口さんらの悲しみに沈んだ顔は一向に喜びの表情に

かわらない。カメラがバンザイを何度も強要し「笑って下さい」と注文するが、凍りついたその顔に笑顔はついによみがえらなかった。笑おうにも、笑顔を忘れた数十年間の生活が余りにも長すぎた。

喜々とした取材陣と凍りついたままの表情の被告の家族。その極端で残酷なコントラストをテレビの画面は容赦なく写し出していた。

死刑は俗に罪九族に及ぶという。村社会のわが国では遠い親族までのすべてが迫害、差別される。そのすさまじさは筆舌に尽し難い。誤った死刑が判明し、いかに無罪になろうとも、それまでの生活の犠牲や一家が受けた辛酸はとり返せるはずがない。

被告やその家族の心情を思うにつけ、私は暗たんたる気分になった。誤った裁判官や検察官は被告に対して、どう責任をとるのだろうか。

誤判の責任は限りなく重い。

六十三年ぶりに強盗殺人の無実を晴らした山口県豊浦郡豊田町の加藤新一老。昭和五十二年二月に無罪になった加藤老はすでに八十五歳になっていた。

その二年ほど前に、私は夏休みを利用して取材に行った。

稲が青々と田を埋めつくす典型的な日本の農村。

殺人現場も大正二（一九一三）年以來、ほとんど変わることなくあった。そんな人間関係も地形も連綿と続いている村の集落から、一つだけポツンと離れた山すそにわらぶきの農家があった。加藤老の家である。クーラーや窓のサッシが目立つ農家とは違って大正か昭和の初めそのままの貧しいたたずまい。穴を掘っただけの粗末なタン屋根の便所が母屋から離れてあった。

加藤老の孤独な戦いが、そこに集約されていた。衰弱して近くの病院に入っていた加藤老は相部屋の患者の耳を気にしながら、小声で話してくれた。

「人間の一番働きざかりのね。二十三、四歳から四十歳近くまで、刑務所にぶち込まれるとね。いかに真面目にやろうと思っても、それだけでも出て来た者には重荷です。刑務所に行ったものは頭が上がりませんよ。無罪になって、いくばくかの金をもらっても、働きざかりを働かずにいて、その損害というものは金で償われませんよ。娘なんか第一の犠牲者です。一回結婚して、やはりそれがわざわざいして別れたんですから。

もう余すところ、いくらありませんけれどもね。往生際にも親子がニッコリ笑って死ぬようにならにやイカンと思ってね。そこを一番重くみておりますね。私の先祖、親族はみんな私のためにいい影響をもたらしておらんとするんです。これで無罪で若干の金をもらったところでね」

この時、加藤老は八十三歳。死に際を十分意識した人間にとって、「親子がニッコリ笑って死にたい」という言葉は千鈞の重みを持つであろう。こんなごく人間的な感情さえも冤罪によって無残にも奪いつくされていたのである。

加藤老はこう続けた。

「私は裁判官は神様のようにエライ方じゃと思ってました。ところが、私は無実なのでやっていないと訴えているのに、二審の広島高裁の裁判官は何をいうのかと思うと『お前たちは金を何ぼうずつ分けたか』と聞くんですよ。大体、人を馬鹿にした話ではないですか。やってないというのに……。この二言で裁判官とはこんなものかと思いました。あれは“裁判官病”という病気にかかっているんですよ。当り前の人間ではないですよ。裁判官の頭はコンクリートみたいなものですね。一度固まったら、終わりです」。

裁判官の話になると、加藤老は体をふるわせ、怒りで目がらんらんとしてきた。

昭和五十二年七月七日に、加藤老に無罪判決が下った。しかし、裁判官の謝罪の言葉がなかった。加藤老の怒りは静まらず、国家賠償請求に踏み切った。

無実の人間に無罪判決が下るのは当り前、誤った国家はわびるべきだ、と二言の謝罪を要求していた加藤老は国家賠償が棄却になる前の五十五年夏、八十八歳で亡くなった。

加藤老の晩年はどうだったのか。死ぬ間際に親子でニッコリ笑ったのだろうか。加藤老は半世紀に及ぶ宿願を果したため緊張が切れたのと、期待していた裁判長の“謝罪”が得られなかった絶望から、自殺未遂を起こした。来る人来る人に、決まって裁判官への激しい不信と憎悪をぶちまけていた、という。

最後まで誤判の重圧が生活を狂わせ、裁判と裁判官に一生を踏みにじられた人生だった。

いうまでもないことだが、冤罪事件を解明するほどやっかいなことはない。事件は絶大な権力と組織力を持った警察や検察によって複雑にもつらされている。これを捜査権もない一介の個人が独力で解きほぐすためには、透徹した知力、血のにじむ努力と予想以上の資金を必要とする。弁護士の場合も例外ではない。

例えば、事件の記録や書類を複写し、関係者に会い、現場や犯行を刻明に調べ上げるためには恐ろしく時間と金がかかる。しかも、冤罪に陥し入れられた一様に貧しい被告から、潤沢な弁護士料など期待できない。このため、冤罪を手がける弁護士は片方で資金を得るため民事事件などを手がけざるを得ないのが実情である。

### 「正木ひろし弁護士をかりたてたもの」

昭和四十九(一九七四)年夏、“冤罪弁護士”として有名だった正木ひろし弁護士を、広島県呉市から上京して訪ねた。正木弁護士は戦前は首なし事件、戦後は三鷹事件、チャクレー事件、八海事件、菅生事件、丸正事件と冤罪事件に一貫して取

組んできた。

東京の国電中央線市ヶ谷駅にほど近い自宅を訪ねて驚いた。高名な弁護士にしては、余りに粗末で、倒れかかったその家屋にわが目を疑ったのである。

回りには近代的な高層ビルが立ち並んでいる。その谷間にポツと取り残されたように、超然とした形で建っている古ぼけた木造二階建ての御宅であった。壁一面にはツタがおおい、バラックに毛のはえたままの姿だった。玄関には粗末なソファが一つ置かれただけで来客用の応接間といったものはない。清貧という以上の質素な生活ぶりだった。

正木弁護士は冤罪事件以外は一切手がけなかった。事件について著述した原稿料をもっぱら活動資金と生活費に充てた。これとていかばかりになろうか、しかも、氏が手がけた事件はいずれも二転三転して、長期の大裁判になった。事件に没頭すればするほど、生活は惨憺たるものにならざるを得ない。

氏の御宅に泊めてもらった私は夜、風呂をすすめられた。風呂は玄関左側にあり、三畳間ほどの広さで木製の小さな湯舟があった。両側の壁は湿気で腐り、破損がひどい。天井のベニヤは今にもくずれそうで、ビニールでおおっていた。

外はちょうど台風の接近で猛烈な雨が大きな音でトタン屋根をたたいていた。そのうち、二、三カ所から雨もりが始まり、天井といわず、カベといわず一斉にしずくが糸を引いた。私はほう然と立ちつくした。約十分ほどして雨が小降りになると、雨もりも断続的になった。私は二階の書斎で仕事に没頭されている氏のことを思うと、思わず胸が熱くなってきた。

「無実で獄につながれている人たちのことを思うとぜい沢などできないよ」

こうしばしば正木弁護士は話された。きびしく己れを律していたのである。

御宅は交通の便のよい一等地だけに、相当な金額で土地を買いたいという話が持ち込まれた。家を改築する話もしばしば出た。しかし、正木弁護士は頑として受けなかった。引越しや、改築によって、仕事が一時でも中断されるのがイヤだったのだ。「今一番ほしいのは時間だ。もう十年間ほしい。そうすれば丸正事件も何とかできるし、私の仕事も完成できる」

この時、氏は七十八歳であった。こうも続けた。

「日本人には不正に対するいきどおりがないんだね。正義、正義という奴はきらいだなんていう文化人が多い。万葉集や一般の人には理解できない哲学書でも翻訳すればエライと思っている。僕は冤罪に陥れられた一人一人が問題でなく人類が被害を受けているという立場から許せないんだ。日本人には人類意識がないんだな」

正木弁護士はキリスト教を信仰していた。訴訟の記録や書物が所狭しと並べられた二階の書斎。その机の右隅には数冊の聖書が置かれていた。

背綴がボロボロでうっかり開くとページが落ちるほどだった。熱心に読み返されてい

た。しかし、教会に行くとか、ある特定の宗派に属するといったものではなく、あくまで正木弁護士独自の信仰ぶりだった。

「人間一人一人がみんな神の子なんだね。権力が人間を踏みにじるのはもちろん我慢できないが、若い人が自殺したり、若死にすると裏切られたような腹立たしい気持ちになるんだ」

それだけに、冤罪にまき込まれた名もなき人の生命も、自らと同じようにいとおしんだ。

「いわば、次から次へと僕の前に助けを求めて流されてくる。放っておくわけにはイカンだろう」

正木弁護士を冤罪事件へかりたてたもう一つの要因は正義への希求であった。

その社会が民主化され、健康であるかどうかは正義が貫かれている度合に比例するというのが氏の持論であった。

正義を具現するのは法である。

法の不正そのものである冤罪こそ氏が最も憎むべきものとなるのは当然であった。

しかし、正義という言葉は英語の翻訳語として明治に輸入されたものだ。日本人には正義という観念が希薄である。戦後でさえ、「正義」は、いつも「自由」「権利」「生活」という言葉の陰に追いやられていた。テレビや映画ではいつも正義の士が躍っているというのに—。

現実の正義の士・正木弁護士は孤立無援の戦いを強いられた。冤罪事件の摘発を通して正木弁護士は日本の司法制度を改革することを念願した。しかし、丸正事件で無実の被告に代って真犯人を告発したのに対し、逆に名誉毀損で起訴され、“被告の座”に陥れられた。晩年には志に反し「現日本の司法制度においては正義の実現は不可能であることを私は証明した」との悲しい結論に到達せざるを得なかった。そして“被告”のまま昭和五十年十二月六日不帰の客となった。

### 「“誤った死刑”を掘り起こす」

さて、こうしたさまざまな“冤罪への旅”と、新聞記者としての警察、検察、裁判所での取材を通じて私に見えてきたことは、冤罪や誤判は決して少なくないということである。

無知や貧困によって被告が無実を具体的に訴える方法を知らなかったり、運命としてあきらめたり、他のいろいろな困難や要因が重なり、それ以上に司法の高く厚い壁にははまれ雪冤を遂げられなかった人が一体どれだけいたのか。



その数は決して無視できるほど少なくないのではとますます強く感じるようになった。

それを裏付けるかのように、昨年(昭和五十八・一九八三年)七月十五日、免田事件の再審公判で免田栄氏が無罪になった。明治以来のわが国の裁判史上、初めて死刑確定囚が無罪になった画期的なケースであった。

ここで、注意しなくてはいけないのは免田氏のケースは何十年に一回という極めて稀な事件だが、その理由は、わが国の司法制度では昭和五十(一九七五)年の白鳥決定までは判決が確定すると、再審は金輪際認めなかったとっていいほど“狭い門”だった点である。

決して、過去に免田事件に酷似した事件がなかったのではない。あったにしても、再審無罪にはならなかったというだけだ。その証拠に今、免田事件のあとに、財田川、松山、島田、名張り毒ブドウ酒事件など死刑再審事件が続々と控えているのである。

なぜ、こんなに大変な誤りが起こり、長い歳月かかってもその間違いがただせないのか。

何重にも張りめぐらされた司法的なチェック機能がなぜ作動せず、三十四年もの間、無実の人間を絞首台につなぎとめてきたのか。

わが国の司法に身ぶるいするような重大な欠陥があることが、免田事件によって証明されたのである。どこに欠陥があり、司法のどの点を改善すれば、恐るべき冤罪や誤判をふせぐことができるのか。それを徹底して論議する必要があるだろう。

本書はこうした論議を行うべき、資料の一つとして、明治から現在まで果して「無実の死刑」はどのくらいあったのか—をレポートしたものである。

明治以来のわが国の刑事裁判の歴史の中でヤミに包まれていた“誤った死刑”についての初めての調査レポートである。

調査は明治・大正時代は朝日・毎日新聞などの新聞と『法律新聞』などを基にして行った。方法は一旦、死刑判決が下ったあと、三審制度の中で無罪になったという目に見えるケースを抽出した。無実を訴えながら死刑判決を受けて、確定し、執行されたケースでは調べようがないからだ。

ただ、弁護士が強く誤判を訴え、記録がある程度残っており、当時疑惑の事件として評判になったものは二、三、本書の中にも紹介した。

“誤った死刑”。死刑から無罪になったケースを洗い出すことによって、目に見えない、暗数ともいえる本当の“誤った処刑”がある程度予測できるのではないかと思う。

右下の図のような冤罪から誤判への発展図解の中で“誤った処刑”はいわば雲をかぶった山の頂上であり、われわれには見えない。

しかし“誤った死刑”が多いことは、当然その上の“誤った処刑”も少なくないことをうかがわせるのではないか。

私の調査では、明治時代（ただし、明治三十七・一九〇四年以降の記録によると）死刑から無罪になった事件は六件である。この中には大逆事件は当然入るべきだが、同事件はすでに研究書が数多くあり、わが国の近代史の中では最大のフレームアップ事件であることを、それらが証明しているといつてよいと考えるために、あえて本書では言及していない。

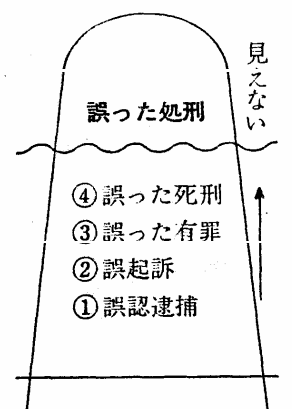
大正時代は五件、昭和の戦前は二件、戦後は免田事件まで含めて七件である。つまり、明治以来、現在までにいったん死刑判決が下り、その後無罪になったものは、私の調査では少なくとも二十件以上あることになる。

この二十件が多いか少ないかは論議があろうが、こうした事実を踏まえて、死刑存廃問題も再審や広く刑事裁判のあり方をどうするかも検討する必要があるだろう。

明治以来の死刑誤判事件を眺めてみて、まず驚くのはその冤罪・誤判の構造が全くかわっていないことである。捜査における人権、無実の者を決して罰するな、という刑事裁判の原則ほど有名無実で守られてこなかったものはなかったのではないか、本書を読んで考えてほしい。昭和五十七年五月に、私は『日本死刑自書』（三一書房）、『冤罪と誤判』（田畑書店）の二冊の本を上梓した。

『日本死刑自書』は日本と世界における死刑の現状、実態をレポートしたものである。『冤罪と誤判』では、わが国の刑事裁判の深部に巣食う冤罪と誤判の構造的な病根を摘出することにつとめた。

今回の『誤った死刑』は、わが国の死刑誤判の歴史をたどったものであり、死刑誤判の原因を調べたものである。本書を読んで関心を持たれた読者は前著二冊も是非、合わせて一読を願いたい。本書のテーマをより深くご理解いただけると思う。



(つづく) <禁転載>©